

※太枠部分を記載してください。

(宛名) 香芝市長

年 月 日 提出

住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	(大・昭・平・令) 年 月 日
電話	

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税(住民税) 申告

特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式選択の申出書

(上場株式等の配当・譲渡所得等)

該当する項目にチェックを付けてください。

・上場株式等の配当等に係る市民税・県民税(住民税)の課税方法について次のとおり選択します。	
いずれか選択し てください	<input type="checkbox"/> 所得税と異なる申告不要(=住民税では申告しない)を選択します。
	<input type="checkbox"/> 総合課税を選択します。 住民税で申告する金額 _____ 円
	<input type="checkbox"/> 申告分離課税を選択します。 住民税で申告する金額 _____ 円

・上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税(住民税)の課税方法について次のとおり選択します。	
いずれか選択 してください	<input type="checkbox"/> 所得税と異なる申告不要(=住民税では申告しない)を選択します。
	<input type="checkbox"/> 申告分離課税を選択します。 住民税で申告する金額 _____ 円

1. 申告の際は、下記資料の写しを添付してください。

(1) 提出(予定)の確定申告書第1~4表	(3) 配当金の支払通知書(配当金計算書)
(2) 所得の内訳書	(4) 特定口座の年間取引報告書

2. 申告前に必ず内容をご確認ください。

- ・住民税が源泉徴収されていない場合は、対象外です。また、同一口座内で上場株式等の配当所得と譲渡所得の損失を通算している場合は、その口座に関してどちらか一方だけを申告不要とすることはできません。
- ・確定申告書とは別に、この申出書で令和5年3月15日までに申告をすることで、所得税とは異なる課税方式を選択できます。なお、納税通知書の送達後は、申告内容の変更ができません。
- ・申告は、当年度限りです。翌年度以降も課税方式を選択する場合は、その都度、申告が必要です。なお、適用する繰越損失額が所得税と異なる場合は、お申し出ください。
- ・扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、および各種行政サービスに影響が出る場合があります。
- ・申告不要を選択された場合、配当割額・株式譲渡所得割額の控除は適用されません。

<input type="checkbox"/> 上記 1. と 2. について確認のうえ、提出します。(チェックをしてください。)
--

お問い合わせ先 香芝市税務課 市民税係
電話 0745-76-2001